

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成28年11月14日
【四半期会計期間】	第70期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	株式会社高田工業所
【英訳名】	TAKADA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 寿一郎
【本店の所在の場所】	北九州市八幡西区築地町1番1号
【電話番号】	北九州093(632)2631
【事務連絡者氏名】	総務部長 副島 淳一
【最寄りの連絡場所】	北九州市八幡西区築地町1番1号
【電話番号】	北九州093(632)2631
【事務連絡者氏名】	総務部長 副島 淳一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第2四半期連結 累計期間	第70期 第2四半期連結 累計期間	第69期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年9月30日	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (千円)	20,495,602	22,951,313	42,672,053
経常利益 (千円)	894,675	1,069,827	1,259,807
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	671,878	258,835	844,474
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	137,631	34,450	41,695
純資産額 (千円)	9,300,876	9,329,180	9,398,892
総資産額 (千円)	28,692,259	31,093,452	27,449,735
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	106.15	35.09	133.42
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	22.85	9.29	29.49
自己資本比率 (%)	31.4	29.1	33.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	57,350	3,308,464	3,261,986
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	191,173	105,797	648,149
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	182,628	3,229,811	2,143,608
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	1,907,595	2,007,070	2,350,894

回次	第69期 第2四半期連結 会計期間	第70期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成27年7月1日 至平成27年9月30日	自平成28年7月1日 至平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	68.46	48.56

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

業績の状況のご説明に先立ちまして、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様や取引先などの関係各位におかれましては、当社グループの不適切な会計処理・取引並びにそれに伴う金融商品取引法に基づく過年度決算訂正により、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

当社グループは、第三者委員会が認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言内容を真摯に受け止め、平成28年8月30日付「不適切な会計処理・取引に対する再発防止策の策定等に関するお知らせ」のとおり、具体的な再発防止策を策定いたしました。本再発防止策の策定方針である、「部門横断的な全社レベルでの管理・統制機能の再構築」、「法令に基づく原理原則に則った会社しくみへの移行」、「第三者の客観的な視点を意識した業務改革諸施策の実行と浸透」に基づき、二度とこのような不祥事が起こらないよう、全社一丸となって構造的変革・法令遵守に努め、社業に邁進しております。

また、平成28年9月2日開催の臨時株主総会において、当社における再発防止策及び全社管理体制の再構築を推進していくための新たな取締役体制が承認可決され、本体制のもと、当社の企業価値の再生を図っていくための、迅速かつ的確な対応を行っております。

さて、当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、政府による各種政策効果のもと、緩やかな景気回復基調が継続したものの、中国を始めとするアジア新興国等の景気の下振れに加え、英国のEU離脱問題などの不安材料もあり、予断を許さない状況で推移いたしました。

当社グループの関連するプラント業界におきましては、お客様の生産設備の統廃合や海外移転の動向が進展する中、材料費や人件費等の上昇による企業収益の圧迫等のリスクもあり、厳しい経営環境が継続いたしました。

このような状況下、当社グループといたしましては、企業価値の再生を図っていくための具体的な再発防止策を推進することを最優先課題として対応していくとともに、平成27年度から平成29年度までを実施期間とする『中期経営計画』の2年目として、基本方針であります『「成長する産業分野での拡大」・「既存事業の維持・拡大」を軸に、付加価値・生産性の向上を図り、事業構造変革を強力に推進する』のもと、各事業（プラント事業・エンジニアリング事業・原子力事業・海外事業・装置事業）の重点施策等への取組みを推進中であります。

その結果、当第2四半期連結累計期間の売上面につきましては、電力設備、社会インフラ設備及びエレクトロニクス関連設備の建設工事が減少したものの、化学プラントの定修工事や石油・天然ガスプラント等の建設工事が増加したことにより、売上高は229億5千1百万円（前年同四半期比12.0%増）となりました。

また、損益面につきましては、売上高の増加に加え、コストダウンの推進及び連結子会社である高田プラント建設株式会社の外販取引の増加等により、営業利益は10億7千5百万円（前年同四半期比14.3%増）、経常利益は10億6千9百万円（前年同四半期比19.6%増）となりましたが、第1四半期連結累計期間に過年度決算訂正関連費用として特別損失が生じたことなどから、親会社株主に帰属する四半期純利益は2億5千8百万円（前年同四半期比61.5%減）となりました。

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、310億9千3百万円で前連結会計年度末より36億4千3百万円増加しました。増加の主な要因は、受取手形・完成工事未収入金等が32億9千9百万円、未成工事支出金が8億5千4百万円増加したこと等によるものです。

負債合計は、217億6千4百万円で前連結会計年度末より37億1千3百万円増加しました。増加の主な要因は、支払手形・工事未払金等が9億5千6百万円、短期借入金が33億4千3百万円増加したこと等によるものです。

純資産は、93億2千9百万円で前連結会計年度末より6千9百万円減少しました。減少の主な要因は、利益剰余金が1億5千8百万円増加したものの、為替換算調整勘定が2億5千7百万円減少したこと等によるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末の23億5千万円に比べ3億4千3百万円減少し、20億7百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金収支は、33億8百万円の支出（前年同四半期5千7百万円の収入）となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純利益4億8千万円、仕入債務の増加額9億9千5百万円の収入と、売上債権の増加額34億1千5百万円、未成工事支出金の増加額8億5千4百万円、未払消費税の減少額3億5千7百万円の支出によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金収支は、1億5百万円の支出（前年同四半期比44.7%減少）となりました。

これは主に、有形及び無形固定資産の取得による支出9千5百万円、貸付けによる支出1千万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金収支は、32億2千9百万円の収入（前年同四半期1億8千2百万円の収入）となりました。

これは主に、短期借入金の純増加額35億1千3百万円の収入と、長期借入金の返済による支出1億7千万円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、第三者委員会が認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言内容を真摯に受け止め、平成28年8月30日付で不適切な会計処理・取引に対する再発防止策を策定いたしました。本再発防止策は、過去にとらわれることなく未来志向で、原理原則に基づいたものとし、確実に実行・定着させ、速やかな企業価値の改善を図ってまいります。

再発防止策の策定方針は、「部門横断的な全社レベルでの管理・統制機能の再構築」、「法令に基づく原理原則に則った会社しくみへの移行」、「第三者の客観的な視点を意識した業務改革諸施策の実行と浸透」を掲げております。また、再発防止策の内容を具体化する過程では、過去の悪習と決別する企業風土改革を実現できる施策となっているか、法令に基づいた原理原則となっているか、従来のルールとしくみについて先入観を排除して見直しを行っているか、不正を未然に防止する内部統制となっているか、情報システムを活用できているか等の視点を加え、検討を行いました。

再発防止策については、重点項目として、「コーポレート・ガバナンス機能の再構築」、「コンプライアンス意識の醸成に向けた取組み」、「透明性の高い業務プロセスの再構築」の3点を掲げ、本重点項目に基づき、各施策を確実に実行していくことで、定着に向けての内部統制の再整備を図ってまいります。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における研究開発費は7千5百万円です。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(注) 「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等を含んでいません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	41,383,800
B種株式	5,000,000
D種株式	4,000,000
E種株式	1,000,000
計	51,383,800

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成28年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,220,950	7,220,950	東京証券取引所 (市場第二部) 福岡証券取引所	(注)1
B種株式 (優先株式)	3,950,000	3,950,000	-	(注)2,3,4
計	11,170,950	11,170,950	-	-

(注)1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

2. B種株主は、当社の定款第14条の4に定めるとおり、平成21年3月23日以降いつでも、当社に対し、B種株式の取得を請求することができ、当社は、B種株式5株を取得すると引換えに、当該B種株主に対し、D種株式4株およびE種株式1株を交付いたします。

3. B種株式、D種株式、E種株式の内容は次のとおりであります。

なお、単元株式数はいずれも100株であり、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

また、当社の優先株式は、当社の財務体質の改善を目的として発行されたものであり、優先株主との合意に基づき、株主総会において議決権を有しておりません。

() B種株式

() 優先配当金

当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種株主またはB種株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき年80円を上限として、B種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額(ただし、A種株式の取得請求によって発行されるB種株式については、A種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額)の剰余金の配当(以下「B種優先配当金」という。)を、分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、B種株主またはB種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につきB種優先配当金の2分の1を上限として、B種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額(ただし、A種株式の取得請求によって発行されるB種株式については、A種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額)の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払う。

B種優先中間配当金が支払われた場合においては、本項のB種優先配当金の支払いは、B種優先中間配当金を控除した額による。

B種株式に対する配当が、当該事業年度において本項の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。

B種株式に対しては、本項に規定するB種優先配当金の額を超えては配当しない。

() 残余財産分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種株主またはB種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき800円を支払う。

B種株式に対しては、本項のほか、残余財産の分配を行わない。

() 議決権

B種株主は、株主総会において議決権を有しない。

() 取得請求とD種株式およびE種株式の交付

B種株主は、平成21年3月23日以降いつでも、当社に対し、B種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、B種株式5株を取得すると引換えに、当該B種株主に対し、D種株式4株およびE種株式1株を交付する。なお、取得請求は、5の整数倍のB種株式をもって行わなければならない。

() 取得請求と現金の交付

B種株主は、平成20年9月20日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、当社に対し、B種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該B種株主またはB種登録株式質権者に対し、1株につき800円を交付する。

() 任意取得

当社は、いつでも法令に従って、B種株主との合意により、分配可能額をもって、B種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

() D種株式

() 優先配当金

当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種株主またはD種株式の登録株式質権者（以下「D種登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種株式1株につき年80円を上限として、D種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、B種株式の取得請求によって発行されるD種株式については、B種株式の発行に際して定められた額）の剰余金の配当（以下「D種優先配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、D種株主またはD種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種株式1株につきD種優先配当金の2分の1を上限として、D種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払う。

D種優先中間配当金が支払われた場合においては、本項のD種優先配当金の支払いは、D種優先中間配当金を控除した額による。

D種株式に対する配当が、当該事業年度において本項の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。

D種株式に対しては、本項に規定するD種優先配当金の額を超えては配当しない。

() 残余財産分配

当社は、残余財産を分配するときは、D種株主またはD種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種株式1株につき800円を支払う。

D種株式に対しては、本項のほか、残余財産の分配を行わない。

() 議決権

D種株主は、株主総会において議決権を有しない。

() 取得請求と現金の交付

D種株主は、平成21年3月23日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、D種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求可能期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対し、1株につき1,000円を交付する。

本項および()()にかかわらず、本項により取得請求されたD種株式への交付金額総額と()()に基づいて強制取得されるE種株式への交付金額総額の合計額が本項の分配可能額の上限金額を超える場合、当社は、本項により取得請求されたD種株式の株式数にかかわらず、当該分配可能額の上限金額の限度内において、D種株式4株に対しE種株式1株の割合にてD種株式とE種株式を取得するものとし、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対しては1株につき1,000円を交付し、且つ、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対しては、1株につき取得時の時価と()()に定める額（以下「E種基準価額」という。）との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

() 強制取得

当社は、平成21年3月23日以降、毎年8月1日（当日が土日祝日の場合は翌営業日とする。以下「強制取得可能日」という。）に、D種株主またはD種登録株式質権者の意思にかかわらず、D種株式を取得することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、分配可能額の範囲内において、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対し、1株につき1,000円を交付する。

本項の取得がD種株式の一部取得に留まる場合、各D種株主またはD種登録株式質権者から取得する株式数（1株未満切捨）は次の計算式により定めるものとする。

各D種株主またはD種登録株式質権者から取得する株式数 = 当該D種株主またはD種登録株式質権者が有する株式数 × 強制取得対象D種株式総数 / 発行済D種株式総数

() 任意取得

当社は、いつでも法令に従って、D種株主との合意により、分配可能額をもって、D種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

() E種株式

() 優先配当金

当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種株主またはE種株式の登録株式質権者（以下「E種登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株につき年80円を上限として、E種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、B種株式の取得請求によって発行されるE種株式については、B種株式の発行に際して定められた額）の剰余金の配当（以下「E種優先配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、E種株主またはE種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株につきE種優先配当金の2分の1を上限として、E種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払う。

E種優先中間配当金が支払われた場合においては、本項のE種優先配当金の支払いは、E種優先中間配当金を控除した額による。

E種株式に対する配当が、当該事業年度において本項の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。

E種株式に対しては、本項に規定するE種優先配当金の額を超えては配当しない。

() 残余財産分配

当社は、残余財産を分配するときは、E種株主またはE種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株につき800円を支払う。

E種株式に対しては、本項のほか、残余財産の分配を行わない。

() 議決権

E種株主は、株主総会において議決権を有しない。

() 取得請求と新株予約権の交付

E種株主は、平成21年から平成45年までの間、毎年取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、E種株式1株につき、定款別紙「新株予約権の内容および数」に定める内容の新株予約権5個を交付する。

() 取得請求と現金の交付

E種株主は、平成46年以降については、毎年取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、1株につき、取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

() 強制取得

当社は、() () に基づきD種株主からD種株式の取得請求がなされた場合、E種株主またはE種登録株式質権者の意思にかかわらず、取得請求がなされたD種株式の数の4分の1の数のE種株式を取得することができる。この場合、当社は、D種株式の取得請求がなされた事業年度の前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、分配可能額の範囲内において、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、1株につき、取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

() () および本項 にかかわらず、取得請求されたD種株式への交付金額総額と本項 に基づいて強制取得されるE種株式への交付金額総額の合計額が本項 の分配可能額の上限金額を超える場合、当社は、() () に基づき取得請求されたD種株式の株式数にかかわらず、当該分配可能額の上限金額の限度内において、D種株式4株に対しE種株式1株の割合にてD種株式とE種株式を取得するものとし、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対しては1株につき1,000円を交付し、且つ、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対しては、1株につき取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

本項 および の取得がE種株式の一部取得に留まる場合、各E種株主またはE種登録株式質権者から取得する株式数(1株未満切捨)は次の計算式により定めるものとする。

各E種株主またはE種登録株式質権者から取得する株式数 = 当該E種株主またはE種登録株式質権者が有する株式数 × 強制取得対象E種株式総数 / 発行済E種株式総数

前項および本項の取得時の時価とは、毎年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を指すものとする。

() 基準価額

E種基準価額は、() () または前項 に基づき当社がE種株式を取得する年の4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、前記の平均値が、146.7円(以下「E種上限価額」という。)を超えたときはE種上限価額を、E種上限価額の2分の1を下回ったときはE種上限価額の2分の1を、E種基準価額とする。

本項 にかかわらず、当社がE種株式を平成25年9月20日から平成26年3月31日までの間に取得することとなった場合、E種基準価額は146.7円とする。

() 基準価額の調整

平成21年3月19日以降に次のaないしcのいずれかに該当する事情が生じた場合には、E種基準価額の算定にあたり、E種基準価額を次に定める算式(以下「E種基準価額調整式」という。)により調整する。

$$\text{調整後E種基準価額} = \text{調整前E種基準価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- E種基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む)
- 株式の分割により普通株式を発行する場合
- E種基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を取得できる新株予約権を発行する場合またはE種基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を引換えとして交付することを内容とする取得請求権付株式を発行する場合(B種株式の取得請求によりD種株式、E種株式を発行する場合を除く)

本項 aからcに掲げる場合の他、合併、資本の減少または普通株式の併合などによりE種基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。

E種基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後E種基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

E種基準価額調整式に使用する調整前E種基準価額は、調整後E種基準価額を適用する前日において有効なE種基準価額とし、また、E種基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後E種基準価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

() 任意取得

当社は、いつでも法令に従って、E種株主との合意により、分配可能額をもって、E種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

4. 定款別紙「新株予約権の内容および数」(注)3.() ()参照)の内容は次のとおりであります。

新株予約権の目的たる株式の種類および数、またはその数の算定方法

当社は、新株予約権1個につき、800円を に定める額(以下「基準価額」という。)で除して得られる数の当社普通株式を交付する。

基準価額

ア 新株予約権の権利行使が平成25年9月20日から平成26年3月31日までの間に行われた場合、146.7円（以下「当初基準価額」という。）を基準価額とする。新株予約権の権利行使が平成26年4月1日以降に行われた場合については、毎年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を、同年4月1日より翌年3月31日まで1年間に権利行使する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の2分の1を下回ったときは当初基準価額の2分の1を、基準価額とする。

イ 次のaないしcのいずれかに該当する事情が生じた場合には、基準価額の算定にあたり、基準価額を次に定める算式（以下「基準価額調整式」という。）により調整する。

$$\text{調整後基準価額} = \text{調整前基準価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- a 基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む）
- b 株式の分割により普通株式を発行する場合
- c 基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を取得できる新株予約権を発行する場合または基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を引換えとして交付することを内容とする取得請求権付株式を発行する場合

ウ イaからcに掲げる場合の他、合併、資本の減少または普通株式の併合などにより基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。

エ 基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

オ 基準価額調整式に使用する調整前基準価額は、調整後基準価額を適用する前日において有効な基準価額とし、また、基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後基準価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

発行する新株予約権の総数

5,000,000個を上限とする。

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

金銭の払込を要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

1株当たりの払込金額を基準価額（以下「払込金額」という。）とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、この払込金額に 1に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じた金額とする。

新株予約権の権利行使期間

平成25年9月20日から平成45年9月19日まで（20年間）

新株予約権行使の条件

新株予約権の抵当・質入、その他の処分は認めない。

増加する資本金および資本準備金に関する事項

ア 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切上げた額とする。

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項ア記載の資本金等増加限度額から本項アに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得条項

ア 当社は、平成21年から平成25年までの間、毎年8月1日(当日が土日祝日の場合は翌営業日とする。)に、新株予約権者の意思にかかわらず、新株予約権を取得することができる。この場合、当社は、当該新株予約権者に対し、新株予約権1個につき、取得時の時価と146.7円との差額の7%に800円を146.7円で除して得られる数を乗じて算出される額の金員を交付する。ただし、新株予約権1個に対し交付される金員の上限は200円とする。

イ 前項の取得が新株予約権の一部取得に留まる場合、各新株予約権者から取得する新株予約権の個数(1個未満切捨)は次の計算式により定めるものとする。

各新株予約権者から取得する新株予約権の個数 = 当該新株予約権者が有する新株予約権の個数 × 強制取得対象新株予約権総数 / 発行済新株予約権総数

ウ 取得時の時価とは、8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。イ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。

ウ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 項に準じて決定する。

エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

オ 新株予約権を行使することができる期間

第 項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第 項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
第 項に準じて決定する。

キ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

ク 再編対象会社による新株予約権の取得

第 項に準じて決定する。

端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第283条の定めに従うものとする。

新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日	-	11,170,950	-	3,642,350	-	-

(6)【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	4,262	38.16
西日本興産株式会社	北九州市八幡西区築地町1番1号	785	7.03
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	404	3.62
高田工業所社員持株会	北九州市八幡西区築地町1番1号	367	3.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	281	2.52
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	281	2.52
蒲生 逸郎	岡山県倉敷市	113	1.01
嶋 陽一	兵庫県尼崎市	100	0.90
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	77	0.70
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	75	0.68
計	-	6,750	60.43

(注) 当社は自己株式891千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
西日本興産株式会社	北九州市八幡西区築地町1番1号	7,854	12.44
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	4,049	6.41
高田工業所社員持株会	北九州市八幡西区築地町1番1号	3,675	5.82
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	3,126	4.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,819	4.46
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	2,815	4.46
蒲生 逸郎	岡山県倉敷市	1,130	1.79
嶋 陽一	兵庫県尼崎市	1,000	1.58
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	778	1.23
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	756	1.20
計	-	28,002	44.35

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	(優先株式) B種株式 3,950,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 891,600	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,314,000	63,140	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 15,350	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	11,170,950	-	-
総株主の議決権	-	63,140	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれています。

2. 「単元未満株式」欄の株式数には、当社所有の自己株式69株が含まれています。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社高田工業所	北九州市八幡西区 築地町1番1号	891,600	-	891,600	7.98
計	-	891,600	-	891,600	7.98

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員（平成28年9月2日付）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	調達部・事業統括部・原子力事業部担当、品質保証部長・プラント事業本部長	能丸 芳幸	昭和29年9月28日生	昭和53年4月 当社入社 平成8年10月 当社品質保証室長 平成15年3月 当社安全・品質保証部長 平成16年1月 当社関西事業部長浜事業所長 平成18年4月 当社事業統括本部鹿島事業所長 平成20年4月 当社理事第一事業本部君津支社副支社長 平成21年4月 当社理事第一事業本部君津支社長 平成21年6月 当社執行役員第一事業本部君津支社長 平成23年4月 当社執行役員プラント事業本部君津支社長 平成26年4月 当社執行役員安全衛生管理部長 平成27年8月 当社執行役員品質保証部長 平成28年7月 当社執行役員品質保証部長、プラント事業本部長 平成28年9月 当社取締役兼執行役員品質保証部長、プラント事業本部長（現任）	(注)	普通株式 9
取締役	コンプライアンス推進室・総務部・人材開発部・人事部・財務部担当	牟田 郁二	昭和28年9月10日生	昭和52年4月 当社入社 平成15年11月 当社秘書室長 平成24年6月 当社総務部長、コンプライアンス推進室長、高田サービス㈱代表取締役社長（現任） 平成26年10月 当社理事 平成28年7月 当社執行役員 平成28年9月 当社取締役兼執行役員（現任）	(注)	普通株式 1

(注) 平成28年9月2日開催の臨時株主総会の終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	-	代表取締役社長	コンプライアンス推進室・安全衛生管理部・品質保証部・総務部・人材開発部・人事部・財務部・調達部・事業統括部・原子力事業部・プラント事業本部担当	高田 寿一郎	平成28年9月2日
取締役	安全衛生管理部・プロジェクト事業部担当、技術本部長	取締役	プロジェクト事業部担当、技術本部長	福永 博文	平成28年9月2日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性12名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,350,894	2,007,070
受取手形・完成工事未収入金等	13,959,746	17,258,756
有価証券	30,000	30,000
未成工事支出金	1,460,862	2,315,479
その他のたな卸資産	198,902	192,389
繰延税金資産	123,299	116,568
その他	153,701	227,836
貸倒引当金	38,705	46,415
流動資産合計	18,138,703	22,001,685
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,812,249	2,673,171
機械、運搬具及び工具器具備品(純額)	225,890	214,338
土地	4,039,779	4,023,361
建設仮勘定	13,689	14,879
その他(純額)	112,392	139,682
有形固定資産合計	7,204,002	7,065,433
無形固定資産	138,283	110,489
投資その他の資産		
投資有価証券	527,243	523,240
繰延税金資産	1,154,292	1,123,109
その他	385,024	376,406
貸倒引当金	97,814	106,912
投資その他の資産合計	1,968,746	1,915,843
固定資産合計	9,311,032	9,091,766
資産合計	27,449,735	31,093,452
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	7,502,307	8,458,959
短期借入金	3,760,000	7,103,500
未払法人税等	255,126	235,650
未成工事受入金	570,936	403,880
完成工事補償引当金	7,650	6,870
工事損失引当金	127,391	136,767
その他	1,192,054	878,544
流動負債合計	13,415,466	17,224,172
固定負債		
再評価に係る繰延税金負債	569,736	569,736
退職給付に係る負債	3,888,156	3,785,816
その他	177,483	184,546
固定負債合計	4,635,376	4,540,099
負債合計	18,050,842	21,764,271

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,642,350	3,642,350
利益剰余金	7,498,868	7,657,659
自己株式	24,534	24,534
株主資本合計	11,116,684	11,275,475
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	284	3,823
土地再評価差額金	592,028	592,028
為替換算調整勘定	225,134	482,598
退職給付に係る調整累計額	1,231,253	1,135,010
その他の包括利益累計額合計	2,048,132	2,213,460
非支配株主持分	330,340	267,165
純資産合計	9,398,892	9,329,180
負債純資産合計	27,449,735	31,093,452

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
完成工事高	20,495,602	22,951,313
完成工事原価	18,171,207	20,469,305
完成工事総利益	2,324,394	2,482,008
販売費及び一般管理費	1,383,154	1,406,043
営業利益	941,239	1,075,964
営業外収益		
受取利息	6,544	8,008
受取配当金	4,696	3,626
受取賃貸料	12,813	13,341
労災保険料等還付金	48	13,510
その他	15,330	14,412
営業外収益合計	39,433	52,899
営業外費用		
支払利息	30,556	24,762
売上債権売却損	7,283	7,231
その他	48,157	27,042
営業外費用合計	85,997	59,036
経常利益	894,675	1,069,827
特別利益		
固定資産売却益	490	1,478
受取保険金	70,740	-
特別利益合計	71,230	1,478
特別損失		
減損損失	17,071	-
固定資産除却損	4,353	219
過年度決算訂正関連費用	-	508,124
工事関連損害補償金	-	82,373
特別損失合計	21,425	590,717
税金等調整前四半期純利益	944,480	480,589
法人税、住民税及び事業税	156,987	231,807
法人税等調整額	115,215	2,519
法人税等合計	272,202	229,287
四半期純利益	672,277	251,301
非支配株主に帰属する四半期純利益 又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	399	7,533
親会社株主に帰属する四半期純利益	671,878	258,835

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
四半期純利益	672,277	251,301
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	34,239	4,107
為替換算調整勘定	219,324	308,987
退職給付に係る調整額	556,344	96,243
その他の包括利益合計	809,908	216,851
四半期包括利益	137,631	34,450
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	80,277	93,506
非支配株主に係る四半期包括利益	57,354	59,056

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	944,480	480,589
減価償却費	171,010	136,230
減損損失	17,071	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	8,222	16,807
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	93,535	36,140
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	660	780
工事損失引当金の増減額(は減少)	-	9,376
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	2,197	-
受取利息及び受取配当金	11,241	11,635
支払利息	30,556	22,497
受取保険金	70,740	-
固定資産売却損益(は益)	490	1,478
固定資産除却損	4,353	219
過年度決算訂正関連費用	-	508,124
工事関連損害補償金	-	82,373
売上債権の増減額(は増加)	1,842,324	3,415,054
未成工事支出金の増減額(は増加)	595,579	854,617
仕入債務の増減額(は減少)	1,483,398	995,441
未成工事受入金の増減額(は減少)	224,030	166,460
その他	602,861	262,746
小計	568,417	2,424,971
利息及び配当金の受取額	11,857	12,177
保険金の受取額	70,740	-
利息の支払額	30,574	22,465
過年度決算訂正関連費用の支払額	-	508,124
法人税等の支払額	563,089	275,828
過年度法人税等の支払額	-	89,251
営業活動によるキャッシュ・フロー	57,350	3,308,464
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	17,039	-
有価証券の取得による支出	30,000	30,000
有価証券の償還による収入	30,000	30,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	257,414	95,585
有形及び無形固定資産の売却による収入	90,586	1,478
投資有価証券の取得による支出	1,886	1,907
貸付けによる支出	40,000	10,000
貸付金の回収による収入	501	216
投資活動によるキャッシュ・フロー	191,173	105,797
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	960,000	3,513,500
長期借入金の返済による支出	170,000	170,000
自己株式の取得による支出	415,359	-
配当金の支払額	170,036	90,665
その他	21,975	23,022
財務活動によるキャッシュ・フロー	182,628	3,229,811
現金及び現金同等物に係る換算差額	110,169	159,374
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	61,364	343,824
現金及び現金同等物の期首残高	1,968,959	2,350,894
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,907,595	2,007,070

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響額は軽微です。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しています。

(借入契約に関する表明及び保証条項と確約条項への抵触)

取引金融機関からの融資のうち、一部(短期借入金5,543,500千円)については、過年度の不適切な会計処理・取引により、表明及び保証条項と確約条項に抵触しています。

しかしながら、取引金融機関より期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、今後も融資継続して頂ける旨の回答を頂いています。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 その他のたな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
材料貯蔵品	98,902千円	92,389千円

2 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
築地工業(協)の銀行借入金	6,100千円	築地工業(協)の銀行借入金 4,720千円

3 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
受取手形割引高	367,574千円	593,760千円

4 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しています。

コミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
総貸付極度額	6,300,000千円	6,300,000千円
借入実行残高	3,265,100	5,543,500
差引額	3,034,900	756,500

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
従業員給料手当	486,364千円	534,551千円
退職給付費用	37,714	29,556
貸倒引当金繰入額	1,110	7,710

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	1,907,595千円	2,007,070千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,907,595	2,007,070

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	126,594	20	平成27年3月31日	平成27年6月22日	利益剰余金
	B種株式	43,995	10.056	平成27年3月31日	平成27年6月22日	利益剰余金

(注) 普通株式1株当たり配当額は、10円の普通配当に加え、記念配当10円が含まれています。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成27年8月27日開催の取締役会において、会社法ならびに当社定款規定に基づき平成27年7月30日に取得した自己株式(D種株式及びE種株式)について、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、平成27年8月28日に消却しました。

これにより、利益剰余金が415,158千円減少しています。

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年9月2日 臨時株主総会	普通株式	63,292	10	平成28年6月15日	平成28年9月5日	利益剰余金
	B種株式	36,750	9.304	平成28年6月15日	平成28年9月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、プラント事業ならびにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益 (円)	106.15	35.09
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	671,878	258,835
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	36,750
(うち優先配当金)	(-)	(36,750)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (千円)	671,878	222,084
普通株式の期中平均株式数 (株)	6,329,596	6,329,281
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益(円)	22.85	9.29
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	23,072,998	21,540,559
(うち優先株式(B種株式)) (株)	(22,895,691)	(21,540,559)
(うち優先株式(E種株式)) (株)	(177,307)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月14日

株式会社高田工業所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 雅春 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 義三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社高田工業所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高田工業所及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。